平 成 ３ ０ 年 流 山 市 議 会 第 １ 回 定 例 会 議 案

２ 月 １ ５ 日 招 集
流 山 市

目　　次

１　平成３０年度流山市一般会計予算
２　平成２９年度流山市一般会計補正予算（第５号）
３　給与改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
４　流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
５　流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
６　流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
７　流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
８　特定事業契約の変更について（小山小学校校舎建設等ＰＦＩ事業）
９　平成３０年度流山市介護保険特別会計予算
１０　平成３０年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
１１　平成２９年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
１２　流山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
１３　流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
１４　流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
１５　流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
１６　流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
１７　流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
１８　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及

び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

１９　流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

２０　流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

２１　平成３０年度流山市国民健康保険特別会計予算

２２　平成２９年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

２３　流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

２４　流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

２５　平成３０年度流山市土地区画整理事業特別会計予算

２６　平成２９年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

２７　平成３０年度流山市水道事業会計予算

２８　平成２９年度流山市水道事業会計補正予算（第２号）

２９　平成３０年度流山市下水道事業会計予算

３０　平成２９年度流山市下水道事業会計補正予算（第２号）

３１　流山市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について

３２　流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

３３　流山都市計画事業一体型特定土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について

３４　流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

３５　流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

３６　市道路線の認定について

３７　市道路線の廃止について

１　専決処分の報告について

２　専決処分の報告について

議案第　３　号

給与改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

給与改定に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　給与改定の実施に当たり一般職の職員に係る給料表、期末勤勉手当の支給月数、地域手当及び住居手当について関係条例を整備するためである。

給与改定に伴う関係条例の整備に関する条例

（流山市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　流山市職員の給与に関する条例（昭和２６年流山市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１０条の２第２項中「１００分の７」を「１００分の７．２」に改める。

第２０条第２項第１号中「１００分の８５」を「１００分の９５」に改め、同項第２号中「１００分の４０」を「１００分の４５」に改める。

附則第８項中「１００分の１．２７５」を「１００分の１．４２５」に、「１００分の８５」を「１００分の９５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	179,200	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	180,900	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	182,600	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	184,300	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	185,800	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	187,600	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	189,400	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	191,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	192,700	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	194,500	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	196,300	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	198,100	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	199,700	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	201,500	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	203,300	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	205,100	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	206,800	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	208,600	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	210,400	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	212,200	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	213,600	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	215,400	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	217,100	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	218,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	220,600	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	222,300	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	223,900	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	225,500	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	227,000	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	228,700	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	230,300	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	231,900	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	233,100	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	234,600	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	236,000	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	237,300	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	238,600	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	239,800	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	240,800	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	242,000	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
	41	203,700	243,300	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
	42	205,000	244,500	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
	43	206,300	245,700	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
	44	207,600	247,000	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
	45	208,800	247,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200

再任用職員以外の職員	46	210,100	249,300	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
	47	211,400	250,700	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
	48	212,700	252,200	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
	49	213,800	253,600	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
	50	214,900	255,000	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
	51	215,900	256,400	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
	52	217,000	257,700	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
	53	218,100	258,900	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
	54	219,100	260,200	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
	55	220,000	261,600	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
	56	221,000	262,900	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
	57	221,500	264,100	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
	58	222,400	265,200	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
	59	223,200	266,500	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
	60	224,100	267,800	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
	61	224,800	268,800	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
	62	225,800	269,900	325,300	364,800	381,300	403,700	444,900	
	63	226,600	271,200	326,100	365,500	381,900	404,000	445,200	
	64	227,500	272,500	326,900	366,200	382,500	404,300	445,500	
	65	228,200	273,500	327,800	366,500	382,900	404,600	445,800	
	66	229,000	274,500	328,200	367,200	383,500	404,900		
	67	229,900	275,400	328,900	367,900	384,100	405,200		
	68	231,000	276,500	329,700	368,600	384,700	405,500		
	69	231,700	277,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
	70	232,400	278,600	331,200	369,500	385,600	406,000		
	71	233,000	279,500	331,900	370,200	386,100	406,300		
	72	233,800	280,500	332,600	370,800	386,700	406,600		
	73	234,600	281,100	333,100	371,100	387,000	406,800		
	74	235,300	282,000	333,700	371,700	387,400	407,100		
	75	236,000	282,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
	76	236,600	283,600	334,800	373,000	388,200	407,600		
	77	237,300	284,600	335,100	373,400	388,500	407,800		
	78	238,100	285,400	335,600	373,900	388,800	408,100		
	79	238,900	286,200	336,000	374,500	389,100	408,400		
	80	239,600	287,000	336,500	375,000	389,400	408,600		
	81	240,200	287,800	336,900	375,500	389,600	408,800		
	82	240,900	288,300	337,400	376,100	389,900	409,100		
	83	241,600	288,700	337,900	376,600	390,200	409,400		
	84	242,300	289,200	338,400	376,900	390,400	409,600		
	85	242,900	289,300	338,700	377,300	390,600	409,800		
	86	243,600	289,700	339,100	377,800	390,900	410,100		
	87	244,300	289,900	339,600	378,200	391,200	410,400		
	88	245,000	290,300	340,000	378,600	391,400	410,600		
	89	245,600	290,500	340,300	379,000	391,600	410,800		
	90	246,100	290,700	340,700	379,500	391,900			
	91	246,400	291,100	341,200	379,900	392,200			
	92	246,800	291,400	341,600	380,300	392,400			
	93	247,100	291,700	341,800	380,600	392,600			
	94			342,200	381,100	392,900			
	95			342,700	381,500	393,200			
	96			343,100	381,900	393,400			
	97			343,200	382,200	393,600			
	98			343,700	382,700	393,900			
	99			344,100	383,100	394,200			

	100			344,400	383,500	394,400			
	101			344,700	383,800	394,600			
	102			345,100	384,300	394,900			
	103			345,500	384,700	395,200			
	104			345,900	385,100	395,400			
	105			346,400	385,400	395,600			
	106			346,800	385,900	395,900			
	107			347,200	386,300	396,200			
	108			347,600	386,700	396,400			
	109			348,100	387,000	396,600			
	110			348,500	387,500	396,900			
	111			348,800	387,900	397,200			
	112			349,100	388,300	397,400			
	113			349,600	388,600	397,600			
	114				389,100				
	115				389,500				
	116				389,900				
	117				390,200				
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

別表第３の備考中「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第２条　流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１０条の２第２項中「１００分の７．２」を「１００分の７．３」に改める。

第１０条の３第１項第１号中「第３号」を「第２号」に改め、同項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条第２項各号列記以外の部分中「又は第２号」を削り、「第３号」を「第２号」に改め、同項第２号を削り、同項第３号中「前項第３号」を「前項第２号」に改め、同号を同項第２号とする。

第２０条第２項第１号中「１００分の９５」を「１００分の９０」に改め、同項第２号中「１００分の４５」を「１００分の４２．５」に改める。

附則第８項中「１００分の１．４２５」を「１００分の１．３５」に、「１００分の９５」を「１００分の９０」に改める。

（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１６年流山市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	３７３，０００
2	４２１，０００
3	４７１，０００
4	５３２，０００
5	６０７，０００
6	７０９，０００
7	８２９，０００

第８条第２項中「１００分の１６２．５」を「１００分の１６７．５」に改める。

第４条　流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

（流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第５条　流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４３年流山市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第６条の３第１項中「及びその所有に係る住宅（管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの」を削る。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第２条、第４条及び第５条の規定　平成３０年４月１日

（２）第１条（別表第３の改正規定に限る。）の規定　旅館業法の一部を改正する法律（平成２９年法律第８４号）の施行の日

２　第１条の規定（流山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第１０条の２第２項及び別表第１の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第３条の規定（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第７条第１項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成２９年４月１日から、第１条の規定（給与条例第１０条の２第２項及び別表第１の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第３条の規定（任期付職員条例第７条第１項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年１２月１日から適用する。

（平成２９年４月１日前の異動者の号給の調整）

３　平成２９年４月１日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4　第１条の規定による改正後の給与条例又は第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例又は第３条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例又は第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

5　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第　４　号

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　給与制度の総合的見直しに伴う経過措置である現給保障の適用期間及び５５歳を超える職員のうち職務の級が７級以上のものに対する給料等の１．５パーセント減額支給措置の適用期間を１年間短縮するためである。

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（流山市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　流山市職員の給与に関する条例(昭和２６年流山市条例第５号)の一部を次のように改正する。

附則第５項中「平成３１年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改める。

（流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２８年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第５項中「平成３１年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　５　号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　常勤の特別職の職員及び教育長の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第１条　流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和５２年流山市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条中「１００分の２２０」を「１００分の２３０」に改める。

第２条　流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条中「１００分の２０５」を「１００分の２１０」に、「１００分の２３０」を「１００分の２２５」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び附則第３項の規定は、平成３０年４月１日から施行する。

（旧流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成２７年流山市条例第２号）附則第３項の規定によりなお効力を有するものとされる旧流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和５２年流山市条例第７号。以下「旧教育長給与条例」という。）の一部を次のように改正する。

第４条中「１００分の２２０」を「１００分の２３０」に改める。

３　旧教育長給与条例の一部を次のように改正する。

第４条中「１００分の２０５」を「１００分の２１０」に、「１００分の２３０」を「１００分の２２５」に改める。

（適用）

４　第１条の規定による改正後の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び附則第２項の規定による改正後の旧教育長給与条例（以下「改正後の旧教育長給与条例」という。）の規定は、平成２９年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

５　改正後の特別職給与条例の規定及び改正後の旧教育長給与条例の規

定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定及び附則第２項の規定による改正前の旧教育長給与条例の規定により支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例及び改正後の旧教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第　６　号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年流山市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２１２．５」を「１００分の２２２．５」に改める。

第２条　流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の１９７．５」を「１００分の２０２．５」に、「１００分の２２２．５」を「１００分の２１７．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３０年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成２９年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第　７　号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　人件費単価又は物価水準の変動に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成１２年政令第１６号）の改正に合わせて消防関係の手数料を引き上げるとともに、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第２６号）による建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成１２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第９の１４の項中「第４８条第１項から第１３項まで」を「第４８条第１項から第７項まで及び第９項から第１４項まで」に改める。

別表第１５の２の項中「５３０，０００円」を「５７０，０００円」に、「８３０，０００円」を「８８０，０００円」に、「１，０１０，０００円」を「１，０７０，０００円」に、「１，１２０，０００円」を「１，２００，０００円」に、「１，４２０，０００円」を「１，５２０，０００円」に、「１，６６０，０００円」を「１，７８０，０００円」に、「３，８８０，０００円」を「４，０７０，０００円」に、「５，１００，０００円」を「５，３４０，０００円」に、「６，２９０，０００円」を「６，４９０，０００円」に、「１，１３０，０００円」を「１，１８０，０００円」に、「１，３４０，０００円」を「１，４１０，０００円」に、「１，５００，０００円」を「１，５８０，０００円」に、「１，８３０，０００円」を「１，９４０，０００円」に、「２，１４０，０００円」を「２，２６０，０００円」に、「４，３５０，０００円」を「４，５５０，０００円」に、「５，５７０，０００円」を「５，８２０，０００円」に、「６，７７０，０００円」を「７，０７０，０００円」に、「５，７５０，０００円」を「５，９３０，０００円」に、「７，２５０，０００円」を「７，４７０，０００円」に、「１０，７００，０００円」を「１０，９００，０００円」に改め、同表の６の項中「４１０，０００円」を「４２０，０００円」に、「５４０，０００円」を「５６０，０００円」に、「７００，０００円」を「７３０，０００円」に、「９２０，０００円」を「９６０，０００円」に、「１，０４０，０００円」を「１，０９０，０００円」に、「１，６００，０００円」を「１，６６０，０００円」に、「１，８２０，０００円」を「１，９００，０００円」に、「２，０３０，０００円」を「2，120，000円」に、「４９０，０００円」を「５３０，０００円」に、「６３０，０００円」を「６８０，０００円」に、「９９０，０００円」

を「１，０３０，０００円」に、「１，３１０，０００円」を「１，４１０，０００円」に、「１，７２０，０００円」を「１，７８０，０００円」に、「３，３２０，０００円」を「３，４３０，０００円」に、「４，０６０，０００円」を「４，１９０，０００円」に、「４，６５０，０００円」を「４，８００，０００円」に、「９，１００，０００円」を「９，３２０，０００円」に、「１２，４００，０００円」を「１２，６００，０００円」に、「１７，０００，０００円」を「１７，３００，０００円」に改め、同表の８の項中「３１０，０００円」を「３２０，０００円」に、「４３０，０００円」を「４６０，０００円」に、「７２０，０００円」を「７５０，０００円」に、「９６０，０００円」を「１，０２０，０００円」に、「１，２１０，０００円」を「１，３００，０００円」に、「２，９５０，０００円」を「３，１５０，０００円」に、「３，６２０，０００円」を「３，８７０，０００円」に、「４，１７０，０００円」を「４，４６０，０００円」に、「２，６６０，０００円」を「２，６９０，０００円」に、「３，１９０，０００円」を「３，２３０，０００円」に、「４，７９０，０００円」を「４，８３０，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の流山市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る事務について適用する。

議案第　８　号

特定事業契約の変更について

市は、平成１９年流山市市議会第２回定例会で議決を経た特定事業契約を、次のとおり変更する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

１	契約の目的	小山小学校校舎建設等ＰＦＩ事業
２	変更前契約金額	４，７５１，６４０，６３３円
３	変更後契約金額	５，０４５，８０２，３９３円
４	変更による増額	２９４，１６１，７６０円
５	契約の相手方	千葉県流山市三輪野山四丁目１８番地の６０ おおたかの森ＰＦＩ株式会社 代表取締役　茜ヶ久保　薫

参考資料

特定事業契約変更概要

１　契約金額の増額の内訳

（１）維持管理業務費

１８，７１１，０００円

（２）運営業務費

２５３，６６１，０００円

（３）消費税

２１，７８９，７６０円

合計２９４，１６１，７６０円

議案第　１２　号

流山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第３１号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の一部改正に伴い、国民健康保険制度の住所地特例を受けている者で、引き続き後期高齢者医療制度の資格を取得した被保険者を、保険料を徴収すべき被保険者に加えるためである。

流山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

流山市後期高齢者医療に関する条例（平成２０年流山市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「第５５条第１項」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項に規定する病院等」を「法第５５条第１項に規定する病院等」に改め、同条第３号中「第５５条第２項第１号」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第４号中「第５５条第２項第２号」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第５５条第２項第２号」に改め、同条に次の１号を加える。

（５）法第５５条の２第１項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１６条の２第１項及び第２項の規定の適用を受け、これらの規定により流山市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附則第２条を削り、附則第３条を附則第２条とする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第　１３　号

流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

流山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　第１号被保険者に係る平成３０年度から平成３２年度までの介護保険料の額を定めるとともに、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の一部改正に伴い、過料の対象者の範囲を改めるためである。

流山市介護保険条例の一部を改正する条例

流山市介護保険条例（平成１２年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項第１号中「２５，０００円」を「２６，５００円」に改め、同項第２号中「３３，０００円」を「３４，８００円」に改め、同項第３号中「４１，７００円」を「４４，３００円」に改め、同項第４号中「５０，７００円」を「５３，８００円」に改め、同項第５号中「５９，７００円」を「６３，３００円」に改め、同項第６号中「６８，６００円」を「７２，７００円」に改め、同項第７号中「７４，６００円」を「７９，１００円」に改め、同項第８号中「７７，６００円」を「８２，２００円」に改め、同項第９号中「８９，５００円」を「９４，９００円」に改め、同項第１０号中「９５，５００円」を「１０１，２００円」に改め、同項第１１号中「１０１，４００円」を「１０７，６００円」に改め、同項第１２号中「１０７，４００円」を「１１３，９００円」に改め、同項第１３号中「１１３，４００円」を「１２０，２００円」に改め、同項第１４号中「１１９，４００円」を「１２６，６００円」に改め、同項第１５号中「１２５，３００円」を「１３２，９００円」に改め、同項第１６号中「１３１，３００円」を「１３９，２００円」に改め、同項第１７号中「１４０，２００円」を「１４８，７００円」に改め、同項第１８号中「１４９，２００円」を「１５８，２００円」に改め、同条第２項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「２２，０００円」を「２３，４００円」に改める。

第１４条中「第１号被保険者」を「被保険者」に改め、「世帯主」の次に「その他その世帯に属する者」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の流山市介護保険条例第４条の規定は、平成３０年度から平成３２年度までの年度分の保険料について適用し、平

成２９年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第　１４　号

流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）による介護保険法(平成９年法律第１２３号)の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるためである。

流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４７条第１項第１号、法第７９条第２項第１号（法第７９条の２第４項において準用する場合を含む。第３条において同じ。）並びに法第８１条第１項及び第２項の規定により、指定居宅介護支援等（指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例の用語の意義は、特に定める場合を除き、法並びに介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。以下「基準省令」という。）の例による。

（指定に係る申請者の資格）

第３条　法第７９条第２項第１号に規定する条例で定める者は、法人とする。

（指定居宅介護支援等の基本方針）

第４条　指定居宅介護支援等の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

２　指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

３　指定居宅介護支援等の事業を行う者（以下「指定居宅介護支援等事業者」という。）は、指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

４　指定居宅介護支援等事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。）、法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援等事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（秘密保持）

第５条　指定居宅介護支援等事業者が当該事業を行う事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。当該事業所の従業者でなくなった後においても、また同様とする。

（指定居宅介護支援等の事業に関するその他の基準）

第６条　前２条に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第４号）による改正後の基準省令の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成３３年３月３１日までの間は、第６条中「改正後の基準省令」とあるのは「改正後の基準省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令附則第３条の規定を含む。）」と読み替えるものとする。

議案第　１５　号

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第４号）の施行に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改正するためである。

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年流山市条例第８号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第４章の２　地域密着型通所介護（第１４条―第１９条）」

を

「第４章の２　地域密着型通所介護（第１４条―第１９条）

第４章の２の２　共生型地域密着型通所介護（第１９条の２・第１９条の３）」

に改める。

第１条中「指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準」の次に「並びに法第７８条の２の２第１項各号の規定による共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を加える。

第２条中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成２８年厚生労働省令第１４号）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成２８年厚生労働省令第５３号）による改正後の」を「介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）及び」に改める。

第４章の２の次に次の１章を加える。

第４章の２の２　共生型地域密着型通所介護

（基本方針）

第１９条の２　共生型地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（準用）

第１９条の３　第１１条及び第１５条から第１８条の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

第３６条中「基準は、」の次に、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第４号）による改正後の」を加え、「（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号）附則第２条第２号の規定により、なお効力を有することとなる規定を含む。）」を削る。

第３７条中「法第７８条の２第１項の申請」を「法第４２条の２第１項本文の規定による指定」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第　１６　号

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第４号）の施行に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改正するためである。

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２５年流山市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成２８年厚生労働省令第１４号）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成２８年厚生労働省令第５３号）による改正後の」を「介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）及び」に改める。

第１６条中「基準は、」の次に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第４号）による改正後の」を加える。

第１７条中「法第１１５条の１２第１項の申請」を「法第５４条の２第１項本文の規定による指定」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第　１７　号

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第４号）の施行に伴い、指定介護予防支援の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改正するためである。

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２６年流山市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号。以下「改正省令」という。）による改正後の」及び「改正省令による改正後の」を削る。

第４条第４項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第６条中「基準は、」の次に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第４号）による改正後の」を加える。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第　１８　号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成２８年法律第６５号）の施行に伴い、同法の改正の対象である法律の規定を引用する条例について条文を整理するためである。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部改正）

第１条　流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例（平成１９年流山市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第３条第８項中「第５条第２２項」を「第５条第２４項」に改める。

（流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成２６年流山市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「第６条の２の２第５項」を「第６条の２の２第６項」に改め、同条第３号中「第６条の２の２第６項」を「第６条の２の２第７項」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第　１９　号

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２９年法律第２５号）の施行に伴い、同法の改正の対象である就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）の規定を引用する条文を整理するためである。

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第２号中「同条第９項」を「同条第１１項」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第　２０　号

流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　流山市おおたかの森センターの附属設備にピアノを追加し、その利用料金を定めるためである。

流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例（平成２６年流山市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表のうち２　附属設備利用料金の表に次のように加える。

ピアノ	１台	１回	３２４円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

２　この規則による改正後の流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例別表の規定（ピアノに係る部分に限る。）は、平成３０年６月１日以後のピアノの利用について適用する。

議案第　２３　号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課基準の改正その他所要の改正を行うためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成３年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会（第２条）」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第２条・第２条の２）」に改める。

第１章の章名を次のように改める。

第１章　本市が行う国民健康保険の事務

第１条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第２章の章名を次のように改める。

第２章　本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第２条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（次条において「国民健康保険運営協議会」という。）」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（規則への委任）

第２条の２　前条に定めるもののほか、国民健康保険運営協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第７条の２中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第２９条の７第１項」を「第２９条の７第１項第１号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第２号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第３号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第７条の３中「保険料のうち」を「保険料の賦課額のうち」に、「第２０条」を「第２０条第１項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第２５条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第７条の３第１号及び第２号を次のように改める。

（１）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ　国民健康保険事業費納付金（法第７５条の７第１項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限るものとし、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ　法第８１条の２第４項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ　法第８１条の２第９項第２号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ　保健事業に要する費用の額

カ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

（２）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法第７４条の規定による補助金の額

イ　法第７５条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ　法第７５条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法第７０条第１項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第７条の３に次の１号を加える。

（３）当該年度における第２５条第１項の規定による基礎賦課額の減免の額（一般被保険者に係るものに限る。）の総額

第１１条第３号中「第２９条の７第２項第９号イ」を「第２９条の７第２項第８号イ」に改める。

第１６条中「第２０条」を「第２０条第１項」に、「第２９条の７第２項第１０号」を「第２９条の７第２項第９号」に改める。

第１６条の２中「第２０条」を「第２０条第２項の規定により読み替えて準用する同条第１項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第２５条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第１６条の２第１号及び第２号を次のように改める。

（１）当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用

（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

（２）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法第７５条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額

第１６条の２に次の１号を加える。

（３）当該年度における第２５条第１項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額（一般被保険者に係るものに限る。）の総額

第１６条の９中「第２０条第１項」を「第２０条第２項の規定により読み替えて準用する同条第１項」に、「第２９条の７第３項第９号」を「第２９条の７第３項第８号」に改める。

第１６条の１０中「第２０条」を「第２０条第３項の規定により読み替えて準用する同条第１項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第２５条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第１６条の１０第１号及び第２号を次のように改める。

（１）当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

（２）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法第７５条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の

規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額

第１６条の１０に次の１号を加える。

（３）当該年度における第２５条第１項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第１６条の１４中「第２９条の７第４項第９号」を「第２９条の７第４項第８号」に改める。

第２０条第１項中「第２９条の７第２項第１０号」を「第２９条の７第２項第９号」に改め、同項第２号中「２７万円」を「令第２９条の７第５項第３号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額」に改め、同項第３号中「４９万円」を「令第２９条の７第５項第３号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額」に改め、同条第２項中「第２９条の７第２項第１０号」を「第２９条の７第２項第９号」に、「第２９条の７第３項第９号」を「第２９条の７第３項第８号」に改め、同条第３項中「第２９条の７第２項第１０号」を「第２９条の７第２項第９号」に、「第２９条の７第４項第９号」を「第２９条の７第４項第８号」に改める。

第２０条の２中「総所得金額に給与所得」を「総所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得」に、「所得税法第２８条第２項」を「同条第２項」に改める。

第２５条中第３項を第４項とし､同条第２項の次に次の１項を加える。

３　保険料の減免を受けようとする者が、前項に規定する期限までに同項に規定する申請書を提出しなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該者は、前項の期限経過後においても、減免の申請を行うことができる。

第２６条の２第２項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の流山市国民健康保険条例第５章の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第　２４　号

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　墓地又は納骨堂の建設において、近隣住民等への周知を徹底するため、標識の設置、説明会の開催等を義務付けるとともに、所要の改正を行うためである。

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成１３年流山市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第７条中「計画」の次に「（以下「経営等計画」という。）」を加え、同条に次の３項を加える。

２　前項の規定による協議は、次条から第１１条までの手続を経た後でなければすることができない。

３　第１項の規定による協議をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、その内容に応じ第３条各号又は第４条各号に掲げる事項を記載した事前協議書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

４　市長は、第１項の規定による協議を行う場合においては、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第２０条を第２６条とし、第１９条を第２５条とする。

第１８条第２号中「第８条から第１４条まで」を「第１４条から第２０条まで」に、「第１５条」を「第２１条」に改め、同条を第２４条とする。

第１７条を第２３条とし、第１６条を第２２条とする。

第１５条中「第８条」を「第１４条」に改め、同条を第２１条とし、第１４条を第２０条とし、第１３条を第１９条とする。

第１２条第１項に次の１号を加える。

（４）納骨堂の利用者が使用しやすい位置に駐車場を設けること。

第１２条第２項第１号中「耐火建築構造」を「建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第７号に規定する耐火構造」に改め、同条を第１８条とする。

第１１条を第１７条とし、第１０条を第１６条とし、第９条を第１５条とする。

第８条第１項中「第１１条」を「第１７条」に、「第１５条」を「第２１条」に改め、同項第３号中「の公益法人」の次に「で主たる事務所（同法第７条第１項第２号の主たる事務所をいう。）を市内に有するもの」を加え、「「公益法人」」を「「市内公益法人」」に改め、同条第２項中「第１２条及び第１５条」を「第１８条及び第２１条」に改め、同項第３号中「公益法人」を「市内公益法人」に改め、同条第３項中

「第１３条から第１５条まで」を「第１９条から第２１条まで」に改め、同条第５項中「第１２条から第１５条まで」を「第１８条から第２１条まで」に改め、同条を第１４条とする。

第７条の次に次の６条を加える。

（標識の設置）

第８条　申請予定者は、その経営等計画の用地（以下「予定地」という。）の周囲から見やすい場所に第３条各号又は第４条各号に掲げる事項を記載した標識を設置しなければならない。この場合においては、これらの規定中「申請者」とあるのは「申請予定者」と読み替えるものとする。

２　申請予定者は、前項の標識を設置するときは、設置する３日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

第９条　申請予定者は、前条第１項の標識の設置後７日以降１４日以内に経営等計画の内容について近隣住民等（予定地の境界から墓地にあっては１００メートル以内、納骨堂にあっては５０メートル以内に居住する者及び予定地の境界から１０メートル以内に存する土地及び建物の所有者をいう。以下同じ。）を対象に同項の経営等計画の内容について説明会を開催しなければならない。

２　申請予定者は、前項の規定により説明会を開催したときは、当該説明会の終了後５日以内に、当該説明会の結果について市長に報告しなければならない。

（土地所有者の承諾）

第１０条　申請予定者は、経営等計画の内容について、前条の説明会を開催した後、規則で定めるところにより、予定地の境界から１０メートル以内に存する土地の所有者（国又は地方公共団体を除く。）全員の承諾を得なければならない。

（近隣住民等との協議）

第１１条　申請予定者は、第９条第１項の説明会の終了後３０日を経過する日までに、近隣住民等から経営等計画の内容について、書面により次の各号に掲げるいずれかの意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。

（１）公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項に対する意

見

（２）墓地又は納骨堂の構造と周辺環境との調和に対する意見

（３）墓地又は納骨堂の建築工事の方法に対する意見

２　申請予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、当該協議を行った後１０日以内に、前項各号に掲げる意見に対する見解を示した文書を当該申出をした者に送付するとともに、協議の結果について市長に報告しなければならない。

（申請予定者の責務）

第１２条　申請予定者は、近隣住民等との間で紛争が生じたときは、誠意をもって自主的に解決するように努めなければならない。

（紛争の調整）

第１３条　市長は、申請予定者と近隣住民等との間で紛争が生じたときは、必要な調整を行うものとする。

附則第３項中「第７条から第１３条まで」を「第１４条から第２０条まで」に改める。

附則第４項中「第８条第１項第２号」を「第１４条第１項第２号」に改め、「（以下「平成２０年改正条例の施行の日」という。）」及び「。以下同じ」を削り、「これに隣接する」を「当該境内地との境界に接する」に改める。

附則第５項中「第１０条第１項第５号」を「第１６条第１項第５号」に改める。

附則第６項中「第８条第２項第２号」を「第１４条第２項第２号」に、「平成２０年改正条例の施行の日」を「流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（平成２０年流山市条例第３２号）の施行の日」に改め、「事務所」の次に「（市内に存するものに限る。）」を、「存する境内地」の次に「（同法第３条に規定する境内地をいう。）」を加え、「これに隣接する」を「当該境内地との境界に接する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に存する納骨堂の施設基準の適用については、当該納骨堂の施設の変更を行う場合を除き、この条例による改正後の流山市墓地等の経営の許可等に関する条例第１８条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第　３１　号

流山市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について

流山市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　都市緑地法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第２６号）による生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）の一部改正に伴い、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるためである。

流山市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条第２項の規定に基づき、流山市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

（規模）

第２条　生産緑地法第３条第２項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、３００平方メートル以上の規模であることとする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第　３２　号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　平方・中野久木物流施設地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該地区計画の地区整備計画区域について、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６８条の２第１項の規定により建築物の用途等の制限を定めるとともに、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第２６号）による建築基準法の改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１６年流山市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

平方・中野久木物流施設地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された平方・中野久木物流施設地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第２新市街地センター地区地区整備計画区域の項商業・業務地区Ａの目及び流山９丁目地区地区整備計画区域の項中「別表第２（ち）」を「別表第２（り）」に改め、同表に次のように加える。

平方・中野久木物流施設地区地区整備計画区域		以下に掲げる建築物以外の建築物 （１）輸送、保管、荷捌（さばき）、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）その他の物資の流通に係る業務の用に供する倉庫、工場又は事務所 （２）店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル以下のもの （３）前２号に掲げる建築物に附属するもの （４）調整池の揚排水に必要な施設 （５）公衆便所又は休憩所

別表第４に次のように加える。

平方・中野久木物流施設地区地区整備計画区域		３０，０００平方メートル。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。 （１）調整池の揚排水に必要な施設

		（２）公衆便所又は休憩所

別表第５に次のように加える。

平方・中野久木物流施設地区地区整備計画区域		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、１号壁面線（平方・中野久木物流施設地区地区整備計画において１号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から２５メートル以上、２号壁面線（平方・中野久木物流施設地区地区整備計画において２号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から１５メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。 （１）調整池の揚排水に必要な施設 （２）公衆便所又は休憩所 （３）安全保安員詰所等で高さが３メートル以下で、かつ、床面積の合計が１０平方メートル以下のもの

別表第６に次のように加える。

平方・中野久木物流施設地区地区整備計画区域		３１メートル

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２の改正規定（新市街地センター地区地区整備計画区域の項商業・業務地区Ａの目及び流山９丁目地区地区整備計画区域の項中「別表第２（ち）」を「別表第２（り）」に改める部分に限る。）は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第　３３　号

流山都市計画事業一体型特定土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について

流山都市計画事業一体型特定土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　市施行の土地区画整理事業の換地処分により発生する清算金の事務処理を円滑に進めるためである。

流山都市計画事業一体型特定土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

流山都市計画事業一体型特定土地区画整理事業施行条例（平成１０年流山市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項中「残額」の次に「とする。以下同じ」を加え、「１０万円」を「５万円」に改め、同条第４項中「法第１０３条第１項の規定による通知があった日から２週間以内に」を「規則で定めるところにより」に改め、同条第５項中「分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は年６パーセントとし、第１回の分割徴収し、又は分割交付すべき」を「分割徴収する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第１０３条第４項の規定による換地処分公告があった日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和２６年法律第１００号）第２条に規定する財政融資資金をいう。）の貸付金（当該貸付金の貸付条件が、次の各号に掲げる条件の全てに該当するものに限る。）の利率（当該利率が年６パーセントを超える場合は、年６パーセント）とし、第１回の分割徴収すべき」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）貸付期間が５年以内であること。

（２）据置期間がないこと。

（３）償還方法が元金均等半年賦償還であること。

第２４条に次の１項を加える。

３　市長は、第１項の延滞金を納付すべき者の資力が乏しいため当該延滞金を納付することが困難であると認めたときは、当該延滞金の全部又は一部を減額することができる。

別表を次のように改める。

別表（第２３条関係）

清算金の総額	期限	回数
５万円以上１０万円未満	６月以内	２
１０万円以上２０万円未満	１年以内	３
２０万円以上３０万円未満	２年以内	５
３０万円以上４０万円未満	３年以内	７
４０万円以上５０万円未満	４年以内	９

５０万円以上	５年以内	１１

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　３４　号

流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

流山市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　都市緑地法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第２６号）による都市公園法（昭和３１年法律第７９号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市都市公園条例の一部を改正する条例

流山市都市公園条例（昭和５４年流山市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２９条中「第５条の３」を「第５条の１１」に改める。

別表第４中「第７条第１号」を「第７条第１項第１号」に、「第７条第２号」を「第７条第１項第２号」に、「第７条第３号」を「第７条第１項第３号」に、「第７条第４号」を「第７条第１項第４号」に、「第７条第６号」を「第７条第１項第６号」に、「第７条第７号」を「第７条第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　３５　号

流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成２９年政令第１５６号）による都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）の一部改正に伴い、都市公園内の運動施設の敷地割合を定めるためである。

流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例（平成２５年流山市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第５条に次の１項を加える。

６　政令第８条第１項の条例で定める運動施設の敷地面積の割合は、１００分の５０とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　３６　号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

整理番号	路線番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
１	３０６	西深井２号補助幹線	西深井字種井下１４７１番５ 同　　所１３７４番１	

市道路線認定図

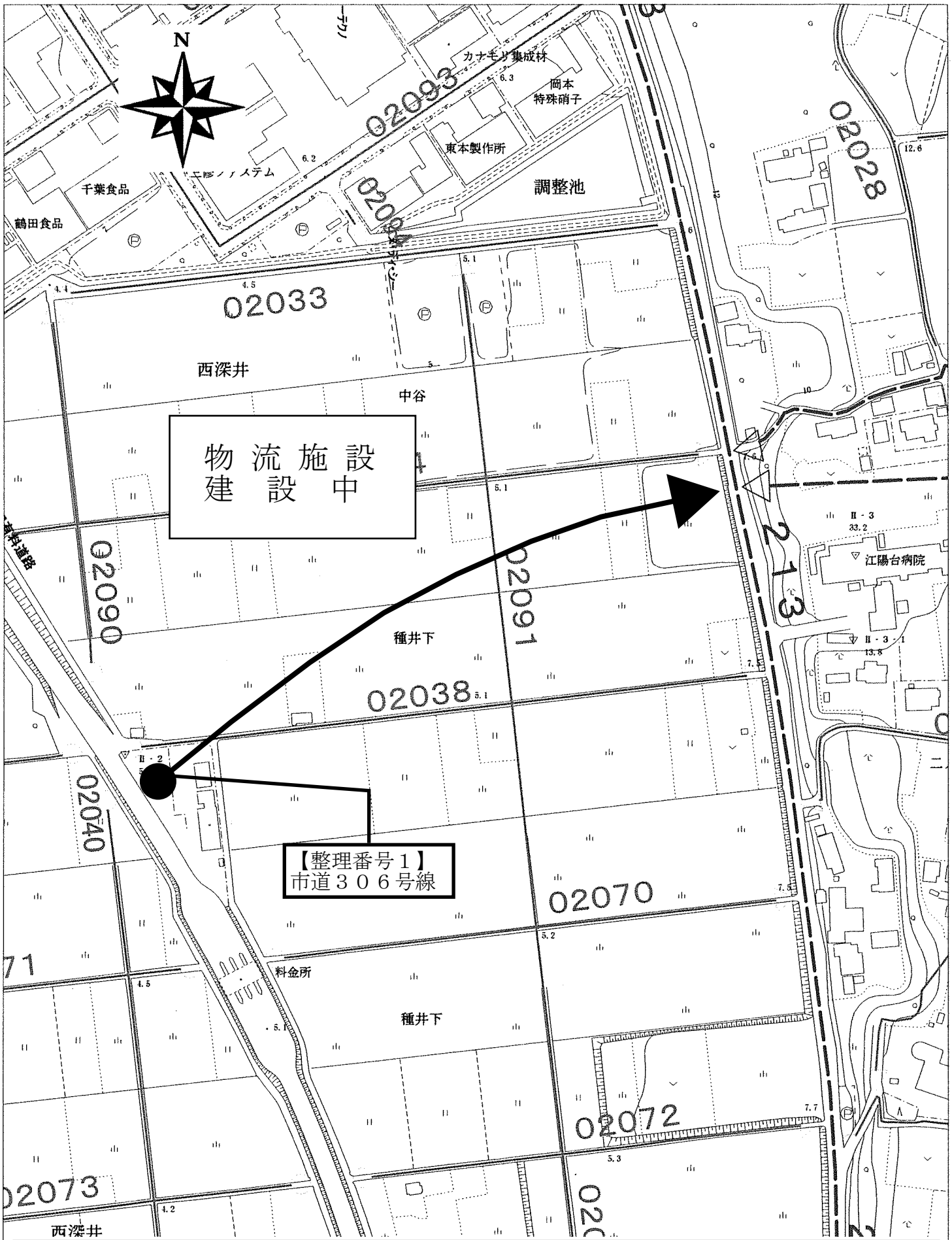

整理番号	路線番号	路　線　名	参考資料(図上測定)　単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
1	306	西深井2号補助幹線	315.05	—	315.05	—	16.00～16.02

議案第　３７　号

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、別紙路線を廃止するものとする。

平成３０年２月１５日提出

流山市長　　井　崎　義　治

整理番号	路線番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
１	０２０３４	西深井区画３４号線	西深井字種井下１４２２番１ 同　所字中　谷１３７３番２	
２	０２０３８	西深井区画３８号線	西深井字種井下１４７０番 同　　所１３７８番２	
３	０２０７０	西深井区画７０号線	西深井字種井下１５４９番２ 同　　所１５１１番２	
４	０２０７２	西深井区画７２号線	西深井字早稲田１５９７番１ 同　　所１５１５番２	
５	０２０７４	西深井区画７４号線	西深井字早稲田１６６７番２ 同　　所１６１７番２	
６	０２０９０	西深井区画９０号線	西深井字種井下１４１７番２ 同　所字中　谷１２９１番	
７	０２０９１	西深井区画９１号線	西深井字早稲田１６９３番１ 同　所字中　谷１３２７番２	

市道路線廃止図

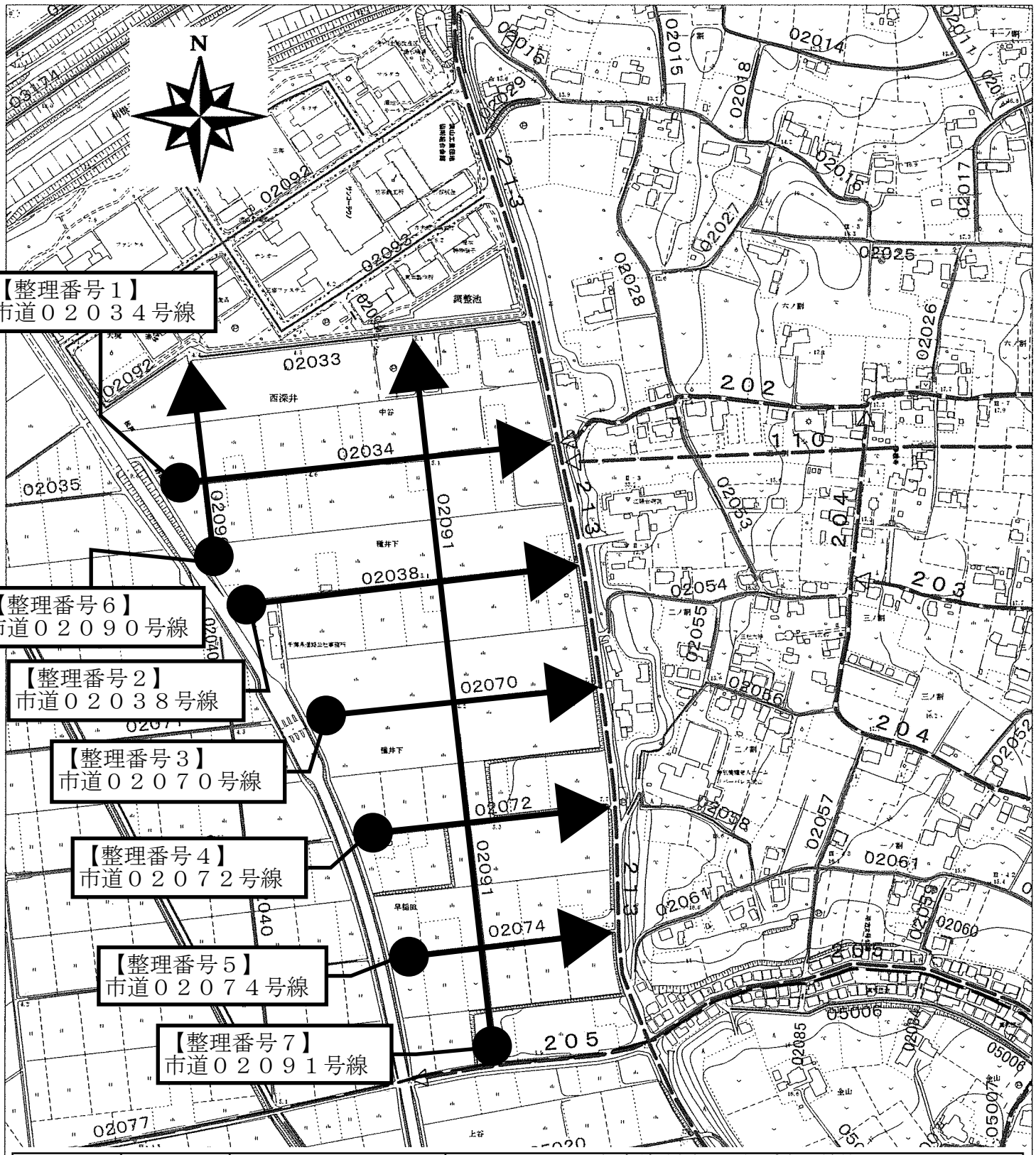

整理番号	路線番号	路　線　名	参考資料(図上測定)　単位m				
			総延長	重用延長	実延長	未供用延長	幅員
1	02034	西深井区画34号線	369.19	—	369.19	—	2.80 ～ 3.50
2	02038	西深井区画38号線	325.40	—	325.40	—	2.50 ～ 6.20
3	02070	西深井区画70号線	271.96	—	271.96	—	2.40 ～ 2.80
4	02072	西深井区画72号線	242.23	—	242.23	—	2.10 ～ 2.70
5	02074	西深井区画74号線	212.55	—	212.55	—	2.10 ～ 2.40
6	02090	西深井区画90号線	205.20	2.80	171.61	30.79	2.00 ～ 4.00
7	02091	西深井区画91号線	681.73	10.46	583.44	87.83	1.80 ～ 2.93

報告第　１　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成３０年２月１５日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３０年１月１９日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	土木部河川課の職員が公用車（市が賃借している自動車）を運転中、Ｕターンを行う際に前方右側の注意を怠り、道路に設置された自治会掲示板支柱に公用車右前方が接触したことによる当該公用車の物損事故
２	発生年月日	平成２９年８月９日
３	発生場所	流山市前ケ崎４４番２４地先路上
４	相　手　方	東京都江東区東陽七丁目２番１４号 株式会社日立オートサービス
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成３０年１月１９日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	３４，６０３円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３０年１月２２日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	経済振興部農業振興課の職員がホウレンソウ立毛共進会における現場での審査後、次の現場へ向かうため公用車（市が賃借している自動車）を発進させ左折しようとしたところ、畑にあるくいに接触したことによる当該公用車の物損事故
２	発生年月日	平成２９年１２月１日
３	発生場所	流山市思井５０４番２地先
４	相　手　方	千葉県千葉市中央区弁天１丁目５番１号 大和リース株式会社千葉支店
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成３０年１月２２日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１３５，４００円

報告第　２　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成３０年２月１５日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　市が管理する市道上で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２９年１１月２７日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事　件　名	市が管理する道路上に生じた穴で自転車のタイヤがパンクしたことによる物損事故
２	発生年月日	平成２９年８月５日
３	発生場所	流山市大字東深井４４６番１地先 （市道０３００９号線）
４	相　手　方	流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇　〇〇
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２９年１１月２７日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１，０００円